|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  | |
| 会社名 |  | |
| 代表者氏名 |  | 印 |

贈収賄防止法令遵守および反社会的勢力排除に関する誓約書

当社は、貴社との取引にあたり、以下の事項を誓約します。

第１条（表明保証）

当社は、貴社との取引開始時、本誓約時および将来にわたって、貴社に対し、次の各 号の内容を表明し、保証します。

（贈収賄防止に関する事項）

（１）自らまたはその役員・従業員のいずれも、日本をはじめとする世界各国の贈収賄 防止にかかる法令に違反または抵触する行為を行わないこと。

（２）前号（１）を遵守するために必要な措置を講じること。

（３）貴社との取引に関して第三者と契約を締結する場合は、当該第三者に対し、前２ 号と同種・同等の義務を課すこと。

（反社会的勢力排除に関する事項）

（４）自らまたはその役員のいずれも、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、 社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他こ れらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと。

（５）自らが次のいずれにも該当しないこと。

①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己や第三者が不正の利益を得、もしくは第三者に損害を与え、またはこれらを 意図するなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する こと

④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢 力に関与していると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難され るべき関係を有すること

（６）当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為のいずれも行わな いこと。

⑥暴力的な要求行為

⑦法的な責任を超えた不当な要求行為

⑧取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

⑨風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方 の業務を妨害する行為

⑩その他前各号に準ずる行為

（７）当社と貴社との取引に関して第三者と契約を締結する場合に、当該第三者が反社 会的勢力もしくは第５号のいずれかの一に該当し、または前号に定める行為を行 ったことが判明した場合は、ただちに当該第三者との契約を解除または解約する ために必要な措置を講じること。

第２条（調査報告）

１．当社は、当社が前条のいずれか一にでも違反することにつき合理的な疑いを貴社が 抱いた場合、当社は、貴社が当該違反の有無につき調査を行うことを認め、これに 協力します。

２．当社は、前条のいずれかの一にでも違反し、またはその恐れがあることが判明した 場合には、貴社に対し、ただちにその旨通知します。

第３条（解除または解約）

当社が前二条のいずれかの一にでも違反した場合には、貴社が、当社の有する期限の 利益を喪失させ、当社との契約をただちに解除または解約することに同意します。

第４条（損害賠償）

１．当社は、当社が本誓約書に違反したことに起因して、または前条に基づく契約の解 除もしくは解約に起因して、貴社または第三者に損害が生じた場合は、当該損害を 賠償します。

２．当社は、前条の基づく契約の解除または解約に起因して当社に生じた損害につき、 貴社が賠償責任を負わないことに同意します。

以上